

## 「資格情報のお知らせ」(要保管)の配布について

今回、加入者の皆様に「安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくこと」を目的に、ヒロセ電機健康保険組合が把握しております加入者情報(マイナンバー下4桁を含む)をお知らせすることとなりました。今回1回限りのお知らせになりますので、お忙しいところ恐縮ですが、各事業所で配布される封書をお受け取りいただき、令和6(2024)年10月末を目途に内容のご確認を宜しく願いいたします。

1. 情報抽出日：令和6(2024)年9月20日時点
2. 配布対象者：抽出日に当健康保険組合に加入している被保険者・被扶養者  
※お手元に配布されるまで、タイムラグがあるので、悪しからずご了承ください。
3. 配布方法：各事業所で人事・総務より配布(各世帯ごと・封緘した封筒配布)
4. マイナポータルログイン方法：「資格情報のお知らせ」に記載のQRコードをご使用ください。
5. お知らせに記載された情報が正しい場合：
  - ① すでに、保険証機能を紐付けている方は、引き続き医療機関等でマイナ保険証としてご使用ください。
  - ② 保険証機能を紐付けていない方は、この機会に、紐づけをお願いいたします。
  - ③ マイナンバーカードをお持ちでない方はこの機会に申請し、保険証機能の紐づけをお願いいたします。(強制ではありません。)
6. **お知らせに記載された情報が正しくない場合：ヒロセ電機健康保険組合にご連絡いただきますようお願いいたします。電話 03-6431-8605 (平日9:00~18:00)**
7. マイナンバーに関する全般的なお問い合わせは下記URLをお願いいたします。  
[マイナンバーカード総合サイト \(https://www.kojinbango-card.go.jp\)](https://www.kojinbango-card.go.jp)

### 【今後の保険証について】

- 法律改正により、令和6(2024)年12月2日以降、健康保険被保険者証(保険証)はなくなりますが、**現在お持ちの保険証は、1年後の令和7年12月1日まで(その間の資格喪失日、または被扶養者異動届の削除日の前日)まで使用することができます。**
- 令和6(2024)年12月2日健康保険組合受付け分から、現在の保険証の新規発行、氏名変更や紛失による再発行は出来なくなります。原則、**マイナンバーカードをお持ちの場合は、保険証機能を紐付けて「マイナ保険証」としてご使用ください。氏名変更等のお届けは健康保険組合が保有する情報の変更登録が必要のため、「氏名変更届」等をご提出いただきます。マイナンバーカードの氏名変更も市役所等で手続きが必要です。**
- マイナ保険証を紛失した場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル (**0120-95-0178**※音声ガイダンス2番)へご連絡をお願いします。

# 2024年12月2日以降 保険証は発行されません



新しい保険証が必要なときは…



## マイナ保険証をご利用ください



現在お持ちの保険証も

## 2025年12月2日以降は使用できません

Q. マイナ保険証を使うためには事前に手続きが必要なの？

- A. **医療機関にマイナンバーカードを持参するだけで大丈夫です。**保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

Q. マイナ保険証で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

- A. マイナポータル（マイナンバーカードでログインする行政手続のオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、資格取得時などに当組合が発行する「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

※マイナポータルへのログイン方法は

Q. 資格確認書って何のこと？

- A. 資格確認書は、マイナ保険証を利用することができない方（有効な保険証をお持ちの方を除く）に対して発行されるものです。マイナ保険証と比べて有効期限や機能の制約がありますが、医療機関で資格確認はできます。当組合に加入したときなどにご本人からの申請に基づいて発行しますが、健保組合が職権で発行する場合があります。

Q. 高齢受給者証などの他の証書はどうなるの？

- A. **マイナ保険証に統合されます。**ただし、資格確認書をご利用の方には、従来どおり各証（高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証）を発行します。自治体から発行される医療証の取り扱いは自治体にご確認ください。

マイナンバーカードの申請はこちらの2次元コードからできます

